

鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車利用者のヘルメット着用を促進するため、予算の範囲内において鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する補助金の交付に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車利用者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。次号において「法」という。）の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者であって、自転車を利用する者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

(3) ヘルメット 自転車利用者が自転車に乗車する際に着用する新品の自転車用ヘルメットであって、次のいずれかに該当し、かつ購入費用が2,000円以上（消費税及び地方消費税を除く）のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが表示されているもの

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが表示されているもの

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークが表示されているもの

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマークが表示されているもの

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマークが表示されているもの

(4) 販売協力店 ヘルメットの販売協力を行う自転車の小売業を営む事業者であつて、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、販売協力店において自ら着用するヘルメットを購入した自転車利用者（自転車利用者が未成年である場合にあっては、その保護者）であつて、ヘルメット購入時において、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 本人及びその属する世帯の構成員に鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者がいないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメット1個につき2,000円とする。

2 補助金の交付は、自転車利用者1人につき、ヘルメット1個かつ1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から起算して3か月以内に様式第1号の鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に係る領収書の写し（購入日、購入店名、購入品名及びヘルメットの購入金額が確認できるもの）

(2) ヘルメットの安全性について、第2条第4号に規定する認証を受けていることが確認できるものの写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、様式第2号の鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額の返還を求めることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月20日から施行し、同月1日以後に購入したヘルメットについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定により鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金の対象となる者（改正前の第3条の規定により鶴ヶ島市自転車用ヘルメット購入費補助金の対象となる者を除く。）が令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間にヘルメットを購入した場合においては、第5条の規定中「ヘルメットを購入した日から起算して3か月以内に」とあるのは、「令和6年6月30日までに」と読み替えるものとする